

記入例

選挙運動費用の公費負担制度 契約書参考例

※書式はあくまで参考に留まり、契約内容は当事者の責任となります。

※記載内容は公費負担制度で用いられているものに準拠し、参考では、主として選挙
公営に関する項目例を中心に記載しています。

※契約不履行の場合等の契約一般に規定される項目についても、必要に応じて別途当事
者間で具体的に定めておくのが望ましいと考えます。



一般乗用旅客自動車輸送契約書

泉崎村長選挙 候補者 【戸籍名】 以下「甲」という。)と 株式会社〇〇〇〇
(以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の輸送について、次のとおり契約を締結する。

1 自動車の種類 小型自動車

2 使用車種及び登録番号 トヨタ プリウス 白河〇〇あ〇〇ー〇〇

3 契約期間 令和〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇年〇〇月〇〇日

選挙期間内で
あること

4 契約金額 金 322,500 円
(内訳 1日につき 64,500 円(税込) × 5 日間)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により泉崎村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、泉崎村長及び泉崎村議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき泉崎村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が泉崎村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条の規定により泉崎村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

契約の日付は
告示日前でも可

甲 候補者
住 所 泉崎村〇〇〇〇〇〇

氏 名 【戸籍名】 

乙 住 所 〇〇県〇〇〇〇〇〇

名 称 法人の名称(個人の場合は個人名)
代表者名(法人の場合) 



選挙運動用自動車賃貸借契約書

泉崎村長選挙 候補者 【戸籍名】 以下「甲」という。) と 株式会社〇〇〇〇
(以下「乙」という。) は、選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

1 自動車の種類 小型自動車

2 使用車種及び登録番号 トヨタ プリウス 白河〇〇あ〇〇ー〇〇

3 契約期間 令和〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇年〇〇月〇〇日

選挙期間内で
あること

4 契約金額 金 80,500 円
(内訳 1日につき 16,100 円(税込) × 5 日間)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により泉崎村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、泉崎村長及び泉崎村議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき泉崎村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が泉崎村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条の規定により泉崎村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

契約の日付は
告示日前でも可

甲 候補者

住 所

泉崎村〇〇〇〇〇〇

氏 名

【戸籍名】

印

乙 住 所

〇〇県〇〇〇〇〇〇

名 称

法人の名称(個人の場合は個人名)
代表者名(法人の場合)

印



選挙運動用自動車燃料供給契約書

泉崎村長選挙 候補者 【戸籍名】 以下「甲」という。)と 株式会社〇〇〇〇
(以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 令和〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇年〇〇月〇〇日
- 2 供給場所 所在地 供給場所の住所（スタンドの住所）
名称 供給場所の名称（スタンドの名称）
- 3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号
- 4 契約金額 単位 1 リットルあたり金 180 円（税込）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により泉崎村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、泉崎村長及び泉崎村議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき泉崎村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が泉崎村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 93 条の規定により泉崎村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

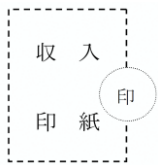
契約の日付は
告示日前でも可

甲 候補者
住 所 泉崎村〇〇〇〇〇〇

氏 名 【戸籍名】 

乙 住 所 〇〇県〇〇〇〇〇〇

名 称 法人の名称（個人の場合は個人名）
代表者名（法人の場合） 



自動車運転に関する雇用契約書

泉崎村長選挙 候補者 【戸籍名】 以下「甲」という。)と 〇〇〇 〇〇〇〇
(以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の運転業務について、次のとおり契約を締結する。

- 業務内容 公職選挙法に定める選挙運転用自動車の運転
- 契約期間 令和〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇年〇〇月〇〇日
- 運転する車の車種及び登録番号 トヨタ プリウス 白河〇〇あ〇〇ー〇〇
- 契約金額 金 62,500 円
(内訳 1日につき 12,500 円(税込) × 5 日間)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により泉崎村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、泉崎村長及び泉崎村議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき泉崎村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が泉崎村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条の規定により泉崎村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

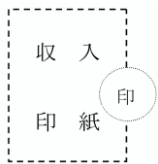
契約の日付は
告示日前でも可

甲 候補者
住 所 泉崎村〇〇〇〇〇〇

氏 名 【戸籍名】 

乙 住 所 〇〇県〇〇〇〇〇〇

氏 名 個人名 



選挙運動用ビラ作成契約書

泉崎村長選挙 候補者 【戸籍名】 以下「甲」という。)と 株式会社〇〇〇〇
(以下「乙」という。)は、選挙運動用ビラ（公職選挙法第142条）の作成について、次のとおり
契約を締結する。

- 1 作成枚数 〇〇〇〇枚
- 2 契約金額 金 〇〇〇〇〇 円
(内訳 単価 8円38銭 円(税込) × 〇〇〇〇枚)

作成枚数上限
(村長選挙) 5,000 枚
(議員選挙) 1,600 枚

- 3 請求及び支払
- この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により泉崎村に
帰属することにならない限りにおいて、乙は、泉崎村長及び泉崎村議会議員の選挙における選挙運
動の公費負担に関する条例に基づき泉崎村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞な
く行わなければならない。この場合において、乙が泉崎村に請求することができる金額が契約金額に
満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
- ただし、甲に係る供託物が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条の規定により泉崎村に帰
属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

- 4 その他
- この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

契約の日付は
告示日前でも可

甲 候補者
住 所 泉崎村〇〇〇〇〇〇

氏 名 【戸籍名】 

乙 住 所 〇〇県〇〇〇〇〇〇

名 称 法人の名称（個人の場合は個人名）
代表者名（法人の場合） 

選挙運動用ポスター作成契約書

泉崎村長選挙 候補者 【戸籍名】 以下「甲」という。)と 株式会社〇〇〇〇
(以下「乙」という。)は、選挙運動用ポスター（公職選挙法第143条第1項第5号）の作成につ
いて、次のとおり契約を締結する。

- 1 作成枚数 60 枚
- 2 契約金額 金 133,560 円
(内訳 単価 2,226 円(税込) × 60 枚)

3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により泉崎村
に帰属することにならない限りにおいて、乙は、泉崎村長及び泉崎村議会議員の選挙における選挙運
動の公費負担に関する条例に基づき泉崎村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞な
く行わなければならない。この場合において、乙が泉崎村に請求することができる金額が契約金額に
満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条の規定により泉崎村に帰
属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

契約の日付は
告示日前でも可

甲 候補者

住 所

泉崎村〇〇〇〇〇〇

氏 名

【戸籍名】



乙 住 所

〇〇県〇〇〇〇〇〇

名 称

法人の名称（個人の場合は個人名）
代表者名（法人の場合）

